

資料 1 - ①

障害程度区分の認定基準等について

1 障害程度区分の認定基準

(1) 障害程度区分は、各施設支援について個々の利用者の支援の必要性の程度を評価し、それに応じた支援を提供していくため、施設訓練等支援費の支給決定において市町村において決められる。また、施設訓練等支援について厚生労働大臣の定める基準を定めるに当たって考慮するものとされている。

(2) 障害程度区分は、各施設支援ごとに生活動作等支援、社会参加等支援に関する一定の項目につき、支援の必要性の程度に応じて2点、1点、0点を付点し、その合計点数により、3区分（A, B, C）を認定する。その際の認定基準について、厚生労働省告示として示される予定であり、その内容は次の通りである。

障害程度区分	身障更生 (入所)	身障更生 (通所)	身障療護 (入所)	身障療護 (通所)
区分 A	25点～44点	21点～40点	37点～54点	32点～50点
区分 B	11点～24点	9点～20点	21点～36点	18点～31点
区分 C	0点～10点	0点～8点	0点～20点	0点～17点
支援項目	22項目	20項目	27項目	25項目

障害程度区分	身障授産 (入所)	身障授産 (通所)	知的更生 (入所)	知的更生 (通所)
区分 A	31点～52点	29点～46点	28点～50点	23点～36点
区分 B	11点～30点	13点～28点	14点～27点	11点～22点
区分 C	0点～10点	0点～12点	0点～13点	0点～10点
支援項目	26項目	23項目	25項目	18項目

障害程度区分	知的授産 (入所)	知的授産 (通所)	知的通勤寮	心身障害者福祉協会が 設置する福祉施設
区分 A	35点～52点	29点～46点	23点～28点	28点～50点
区分 B	19点～34点	15点～28点	12点～22点	14点～27点
区分 C	0点～18点	0点～14点	0点～11点	0点～13点
支援項目	26項目	23項目	14項目	25項目

(認定基準設定方法の概要)

(3) 認定基準の設定については、平成13年度厚生科学研究(障害保健福祉総合研究)の障害者福祉施設利用者の実態調査データ(標本)を用い、基本的に、以下の方法で行っている。

① 3区分(A, B, C)の利用者に対しては、それぞれ同額の施設訓練等支援費基準額が適用されるので、支援に要する費用という観点からみて、各グループができる限り同様な利用者によって構成されることが望ましいことから、最適な区分方法は、各グループの偏差の(2乗)の和を最小とする区分となる。

② 標準的な利用者は、中位の区分に属することが適当と考えられるため、標本の平均、中位数についてはB区分に入ることを条件とする。

③ なお、3区分に対応した施設訓練等支援費基準額については、概ね等差となっていることから、A区分に該当する割合とC区分に該当する割合は同程度とする。(これにより、最適区分はBの割合に依存したものとなる。)(標準ケース)

注) なお、重度施設や重度加算のある施設については、重度施設入所者、重度加算対象者の割合を考慮する。

(参考) 標準的な方法の例

$$F = \sum (X_i - a)^2 + \sum (X_i - b)^2 + \sum (X_i - c)^2$$

$$F \rightarrow \min$$

$$F = f(B), \quad \frac{df(B)}{dB} = 0, \quad \text{ただし、} B_x < B \rightarrow \frac{df}{dB} > 0$$

$$B_x > B \rightarrow \frac{df}{dB} < 0$$

(注1) a、b、cは各グループの平均値

(注2) Aグループに属する割合とCグループに属する割合は等しい。

(注3) B_x は、A、B、Cの各グループの偏差が最小となるBグループの割合

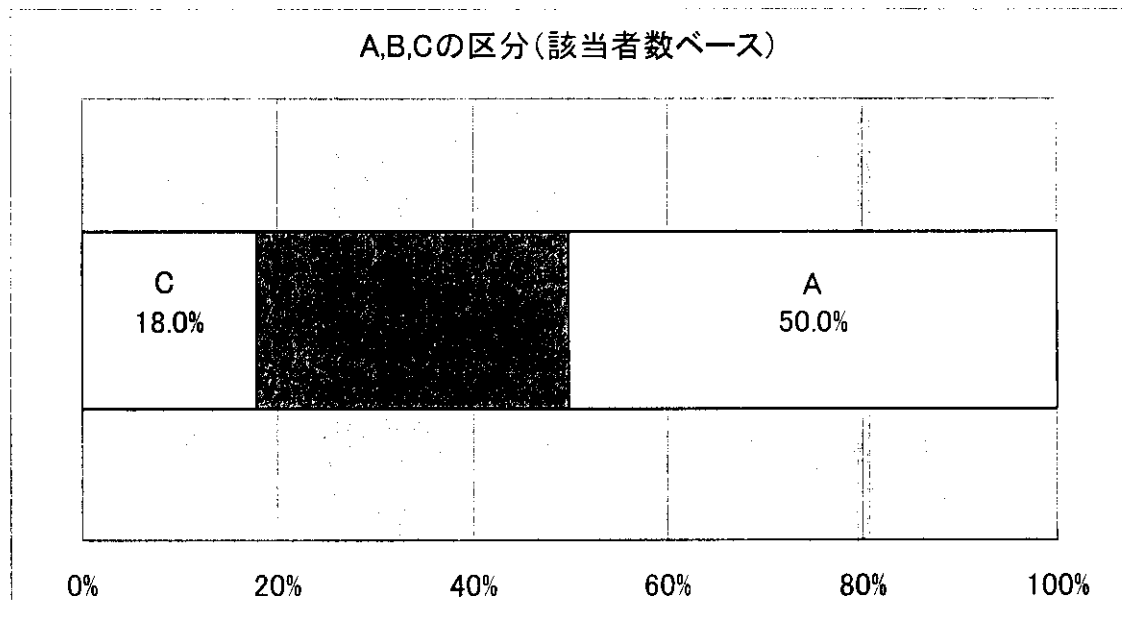
(注4) ただし、B区分には、中位数、平均のいずれもが属する。

以下の参考資料は、いずれも厚生科学研究のデータに基づいて作成したものである。

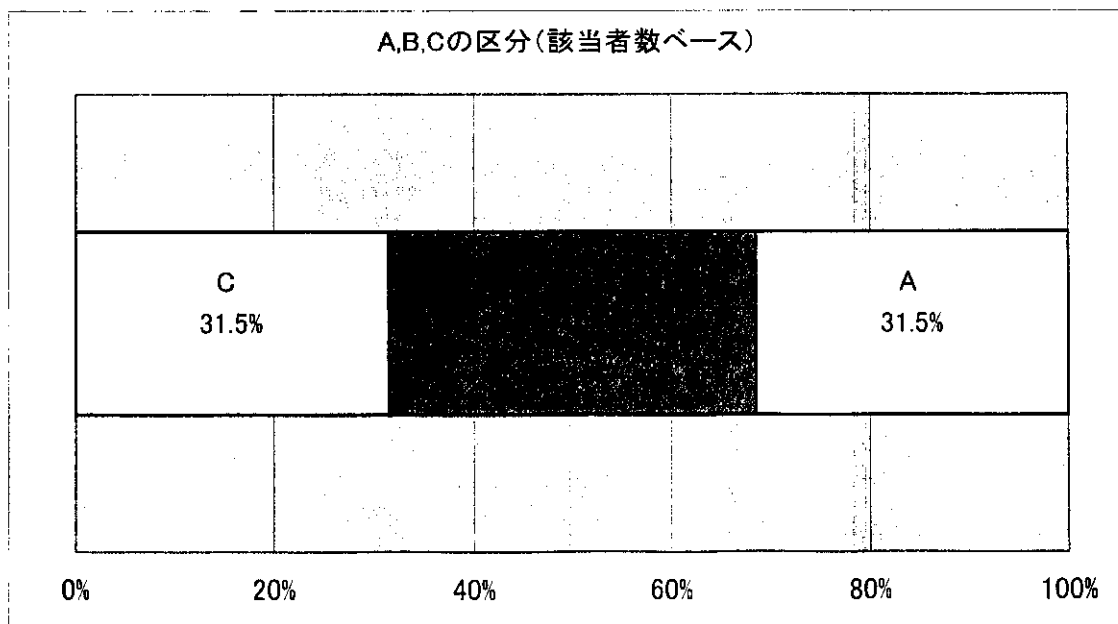
(参考1) 認定基準で想定される各区分該当者の割合

認定基準において想定される各施設支援ごとの障害程度区分(A、B、C)の該当者の割合は、以下の通りである。

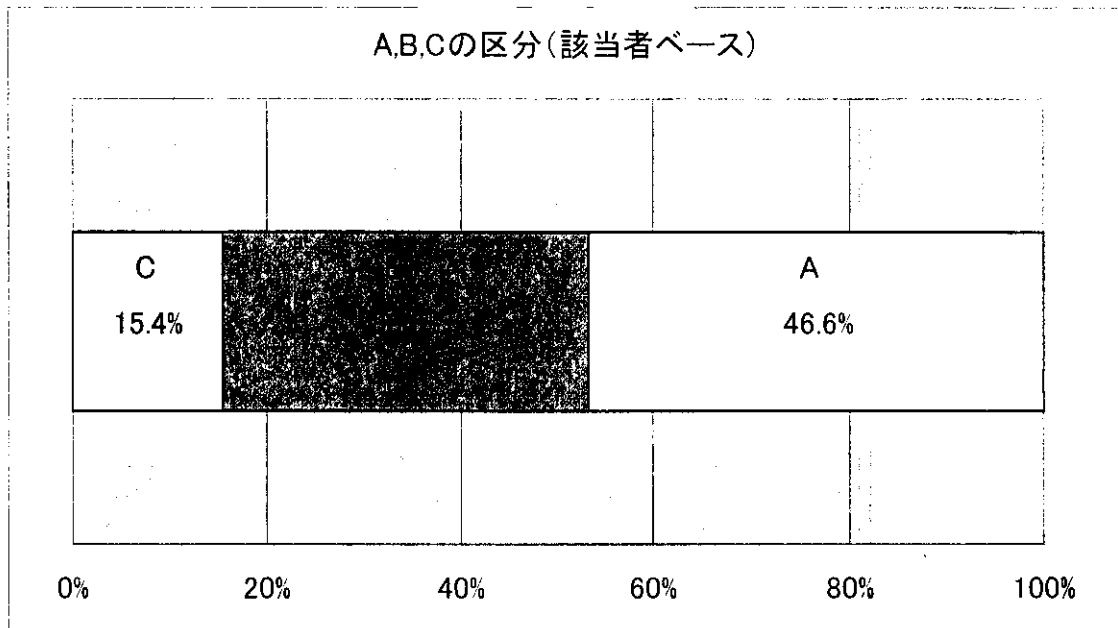
○身体障害者更生施設(支援項目22)



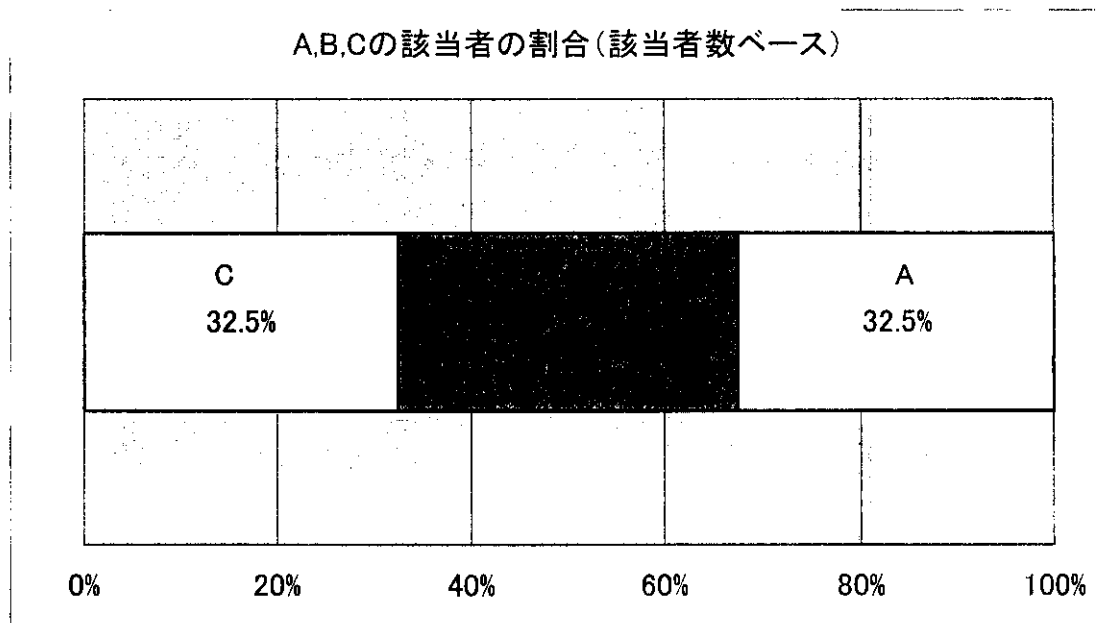
○身体障害者療護施設(支援項目27)



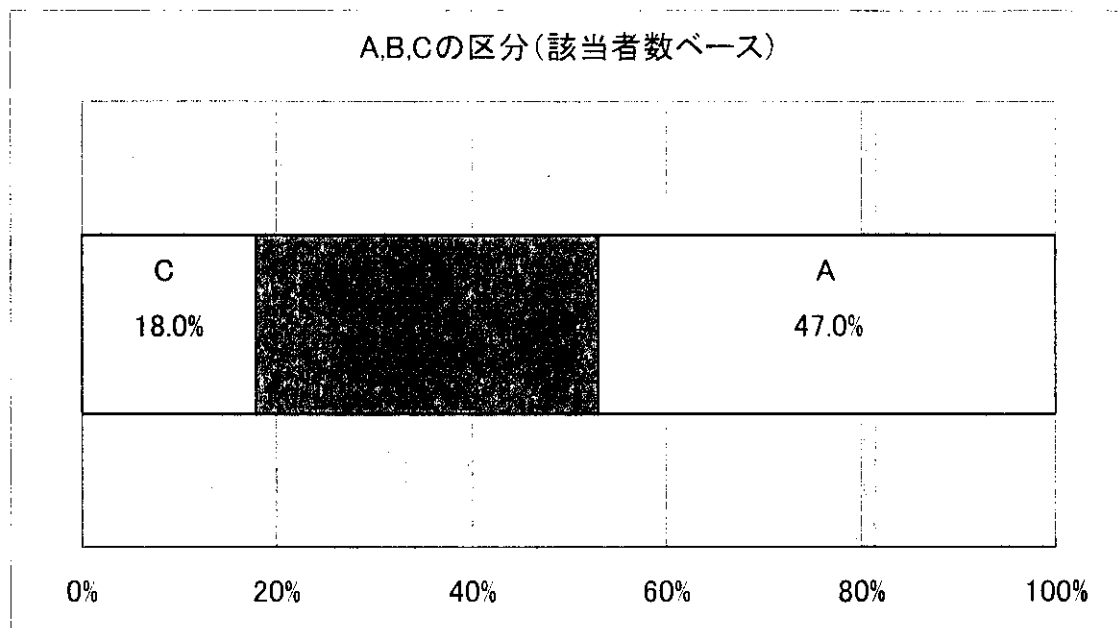
○身体障害者授産施設（入所）（支援項目26）



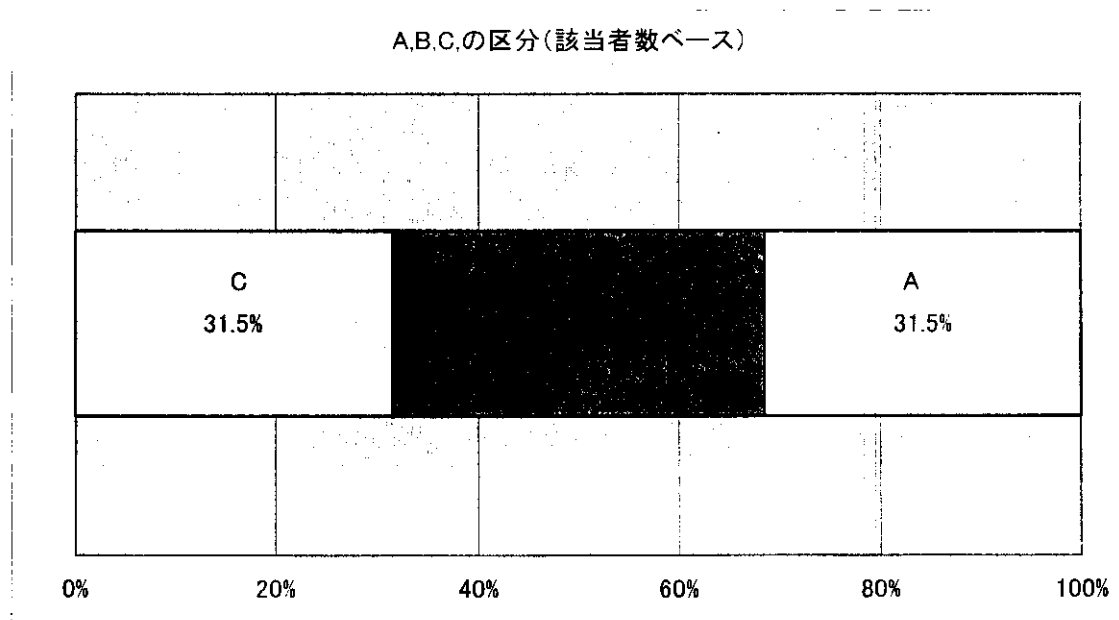
○身体障害者授産施設（通所）（支援項目23）



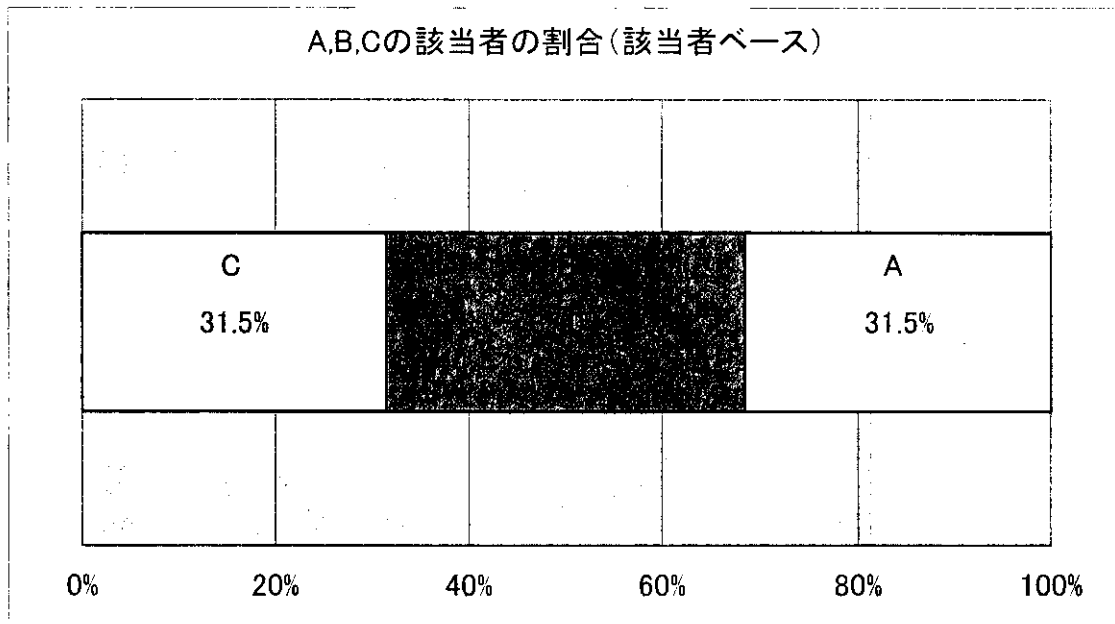
○知的障害者更生施設（入所）（支援項目 2 5）



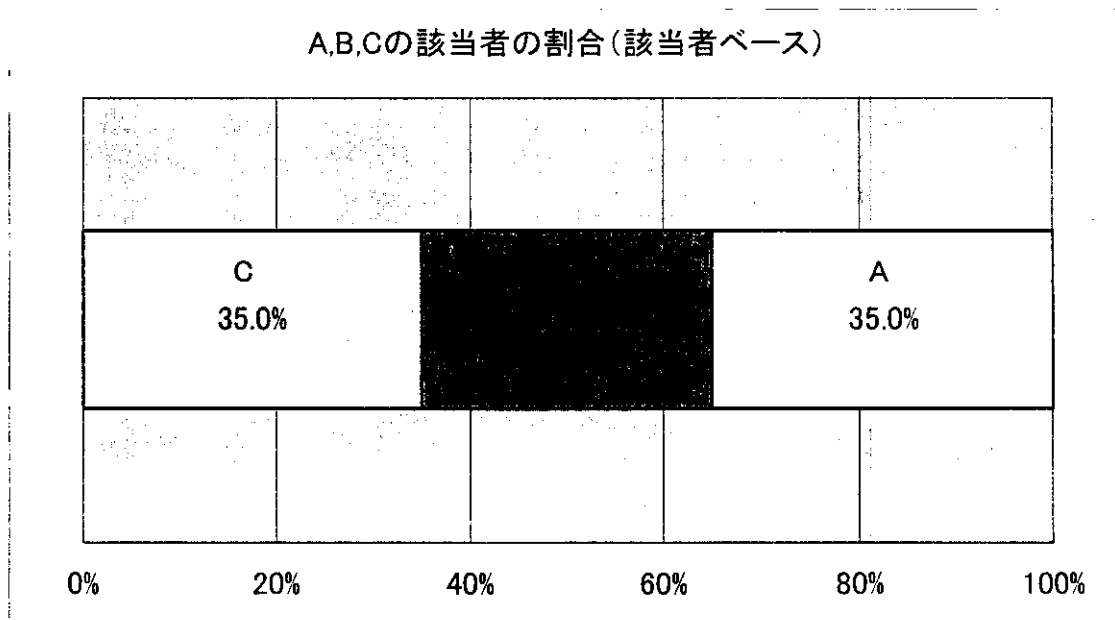
○知的障害者更生施設（通所）（支援項目 1 8）



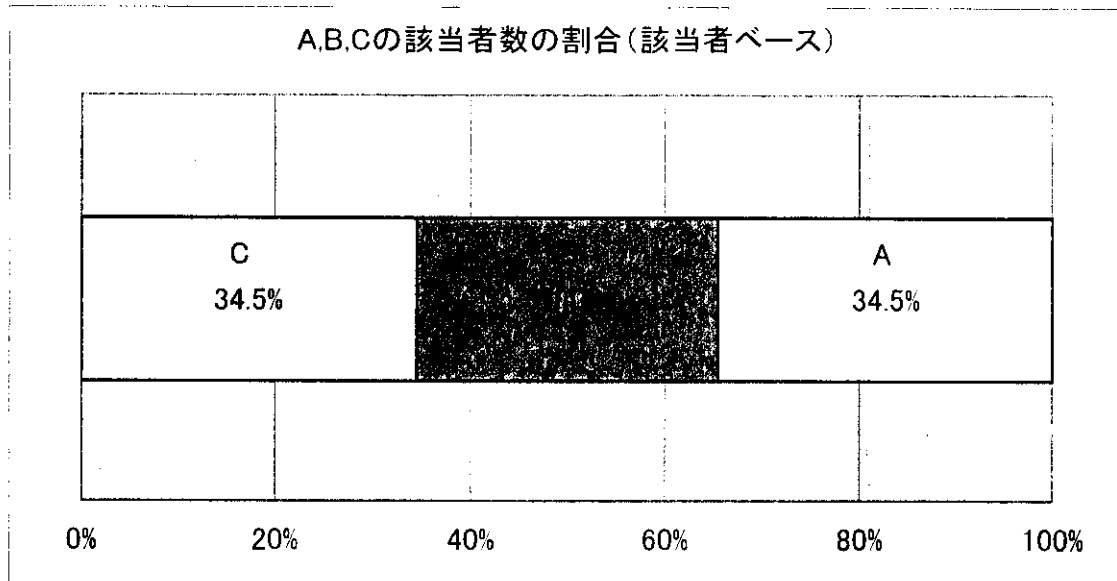
○知的障害者授産施設（入所）（支援項目26）



○知的障害者授産施設（通所）（支援項目23）



○知的障害者通勤寮（支援項目14）



(参考2) 各障害施設種別におけるA, B, Cの区分の該当者について

① 身体障害者更生施設

(A区分)

支援項目の約4分の3について、支援の必要程度が高い2点該当者となっている。中でも生活動作等支援では、「医療処置、受診等に関する援助（通院に関する援助を除く。）」「通院に関する援助」について2点該当者の割合が高く、社会参加等支援においては、「日常生活における不安、悩み等に関する相談援助」、「余暇活動及び地域の活動への参加等に関する支援」について2点該当者の割合が高くなっている。一方、身の回りの動作に関する支援項目（「屋内での移動の介助」等）については、2点該当者の割合は低くなっている。

(B区分)

「日常生活における不安、悩み等に関する相談援助」を除き、全ての支援項目について1点、0点該当者の割合が高い。生活動作等支援においては、「通院に関する援助」「医療処置、受診等に関する援助」「医師等による診断結果等の説明の理解に関する支援」の3項目で比較的2点該当者の割合が高くなっているのに対し、「屋内での移動の介助」「洗面、歯磨き等の整容に関する支援」の項目については0点該当者の割合が高い。社会参加等支援においては、「訓練の準備及び後片付けに関する支援」「訓練のための送迎及び移動に関する支援」について、0点該当者の割合が多い。